

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市個人情報保護審議会(第68回)		
事務局(担当課)	総務部 総務課 内線(2322)		
開催日時	令和4年10月 5日(水) 午後6時30分 ~ 午後8時00分		
開催場所	オンライン会議 (事務局及び対面参加委員 川西市役所 4階 庁議室)		
出席者	委員	丸山会長 藤田副会長 武内委員 酒井委員 梅野委員(WEB出席)、佐師委員(WEB出席) 以上6名 (欠席:松尾委員)	
	実施機関	<総務課>	
	事務局	総務課 田家部長、岡本副部長、今井課長、黒田課長補佐、 川合副主幹、早金主査、中野主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 委員委嘱及び会長、副会長の選任について 2. 審議事項 諮問第66号 川西市個人情報の保護に関する法律施行条例案について 3. その他 次回開催予定等		
会議結果	(1) 会長は丸山委員、副会長は藤田委員を選任。 (2) 審議事項は原案どおり可決。		

審 議 経 過

事 務 局

それでは定刻になりましたので、ただ今から、第68回川西市個人情報保護審議会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、令和4年9月1日からの新たな任期中初めての会議となりますことから、新たに今期の会長が決まりますまでの間、進行役を務めさせていただきます、私、総務部総務課の中野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりましてまず初めに、Web会議システムを利用して参加される委員がいらっしゃいますので、通信状況の確認を行いたいと思います。梅野委員、佐師委員、藤田委員、Web参加委員への応答確認。各委員へ、こちらの音声は聞こえていますか。はい、聞こえています。

<確認>

ありがとうございます。Web会議システムの操作に関しては事務局で行いますが、委員の皆様におかれましては会議の中で、手を挙げる、の操作を行っていただきます。よくご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、念のため動作の確認をお願いします。

<手を挙げるのボタン操作確認>

ありがとうございました。挙手ボタンにつきましては、発言時と承認時に使用します。

発言時についてですが、遠隔で参加される方は、質疑、審議において発言のある方は挙手ボタンを押してください。この場で対面参加されている方につきましては、その場で手を挙げていただきましたら結構です。また、今後、会長になる方におかれましては、挙手ボタンや、手を挙げる方をご確認いただき、発言者を指名いただければと思います。

また、承認時でございますが、遠隔で意思確認を確実にするため、異議がある場合に挙手いただくのではなく、異議がない場合に挙手ボタンを操作いただくこととします。具体的には、異議のある方はいらっしゃいますか、異議がないようでしたら、遠隔で参加されている方は挙手ボタンを押してください。対面参加の方は異議がなければそのまま結構です。というようにお話をいただきますようお願いいたします。

それから、本日の審議会に係る会議公開でございますが、これまで同様、公開ということで事前周知をさせていただいておりますので、その旨ご報告させていただきます。また、答申書や会議録の作成に正確性を期すため、会議の内容を録音させていただきます。作成後は録音データを削除いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。今回は、Web会議システムを利用しての開催となります。先ほど、確認させていただきましたとおり、梅野委員、佐師委員、藤田委員の出席が確認できました。なお、本日は、私用により松尾委員が欠席されておられます。また、現在、3名の欠員がございまして、本日は7名中6名の委員にご出席をいただいております。したがって、当審議会規則、第4条第2項の規定により、本日の会議が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、まず資料について簡単に説明と確認をさせていただきます。

<事務局 資料説明>

それでは、本日の提出資料、並びに送付資料のご確認、及び本日の諮問内容について簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、送付させていただきました資料でございますが、レジメ、委員名簿、審議資料といたしまして、諮問第66号の諮問書、別紙、別添資料1から3をお送りしています。

まず、諮問書につきましては、送付の時点ではこちらにおきまして、その決裁が完了しておりませんでしたので、お送りさせていただいております書類データには印がございませんが、本日正式な文書の提出があり、事務局の手元に公印ありの文書がございます。諮問の別紙として新条例の整備内容の検討を示した、川西市個人情報の保護に関する法律施行条例の整備についてを、別添資料1として、改正法の概要を、別添2として、改正法の不開示情報と川西市の情報公開条例の非公開情報を比較した、非公開情報と不開示情報を、別添3として新条例と現行条例の新旧対照表を用意しております。何か資料等に不足、不備等ございましたら、お申し出いただければと存じます。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、お手元のレジメに挙げております1番目、委員委嘱及び会長及び副会長の選任を進めて参りたいと存じます。まず、本審議会委員の委嘱状を交付についてで、ございますが、本来であれば、委員の皆様のお名前を読み上げ、委嘱状をおひとりずつ、渡すところでございますが、このたびはWeb会議システムを併用しておりますので、委嘱状につきましては、対面参加の委員の皆さまは机上に置かせていただいております、Web参加の委員の皆さまに置かれましてはデータを送信すると共に、そのあと、後日、事務局から送付させていただきます。なお、委嘱状の任期は、条例上、令和6年8月31日までとなっておりますが、当審議会は今年度末で、統合により、終了する予定でございますので、実質的には令和5年3月31日までの任期となっております。続きまして、会長、副会長の選任につきましてですが、川西市個人情報保護審議会規則の規定に基づきまして、会長は本審議会の会務を総理し、また、副会長は会長を補佐し、会長が欠けた場合の職務代理を行っていただくこととなります。会長、副会長の選出につきましてですが、同規則の第3条第1項の規定により、委員の互選によりこれを定めることとされていますので、委員の皆さまにお諮りしたいと存じます。よろしく願いいたします。

委 員

事務局に一任してはいかがでしょうか。結構と思いますが。

事 務 局

委員から事務局に一任とご提案いただきましたが、事務局に一任いただくことでご異議ありませんでしょうか。異議がないようでしたら、遠隔で参加されている方は挙手ボタンを押してください。よろしくお願い致します。

<挙手ボタン操作>

事 務 局

ありがとうございます。確認させていただきました。

ご異議が無いようですので、事務局の案をご提案させていただきます。

これまで長きに亘ってこの審議会に携わり、本市の個人情報保護制度についてよくご存知であられる丸山委員に会長職をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委 員

異議なし

事務局	<p>ありがとうございます。異議がないようでしたら、遠隔で参加されている方は、挙手ボタンありがとうございます。</p> <p><挙手ボタン操作></p> <p>ありがとうございます。それでは、丸山委員に当審議会の会長に就任していただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>どうぞよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、続きまして副会長ですが、前期で副会長に就任していただきました藤田委員は、これまで大手前大学で教鞭を執られるとともにNPO法人情報化連携推進機構で理事を務められており、ICT等の情報分野に精通されておられるため、副会長職を引き続きお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。<挙手ボタン確認></p>
事務局	<p>ありがとうございます。挙手ボタンもありがとうございます。それでは、藤田委員に副会長に就任していただきたいと思。よろしくお。お願いいたします。</p> <p>それでは、以後の審議会の進行は、会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>そちらの席に、会長席、副会長席にご用意いたしますのでご移動の方よろしくお。お願い致します。</p>
会長	<p>それでは、早速ですが、本日のレジュメ2番目、審議事項の、諮問第66号 川西市個人情報の保護に関する法律施行条例案についてであります。実施機関であります、総務課の担当者から説明をお願いします。</p>
実施機関	<p>それでは、諮問第66号 川西市個人情報の保護に関する法律施行条例案について、ご説明します。私、川西市総務部総務課 早金と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>川西市個人情報の保護に関する法律施行条例の整備についてと題された資料をご覧ください。表紙の次のページに目次がございます。この目次の順番に沿ってご説明いたします。</p> <p>第1に、法改正の要点、概要、今回の諮問の経緯などを説明し、その後第2として、条例案の制定に当たっての市の考え方や方針について、第3に条例案の規定内容について、第4に条例案の策定に当たり個別検討した事項についてご説明します。なお、この目次の次のページに用語の説明を記載していますので、適宜ご参照ください。</p> <p>それでは、資料の1ページ目をお開き下さい。第1 法改正の要点及び概要の1 諮問の経緯でございます。本市においては、平成7年1月に川西市個人情報保護条例が施行され、市民を始めとした個人の権利利益の侵害の防止及び市政の公正かつ適正な運営を目的としてこれまで運用されてきました。他方、国におきましては、社会全体のデジタル化に対応した、個人情報保護とデータ流通の両立及び、個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これにより個人情報の保護に関する法律が改正されました。改正後の個人情報の保護に関する</p>

法律では、これまで民間事業者、国の行政機関等及び独立行政法人に対して個別に規定されていた法律を一本化するとともに、これまで条例で規定されていた地方公共団体に対しても、改正法の規律を受けることとされています。改正法の施行後は、全国的な共通ルールのもと、国のガイドライン等に基づいて個人情報保護制度を運用することとなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができるとされています。そのため、改正法の施行に関し必要な事項を、川西市個人情報の保護に関する法律施行条例として定めるに当たり、本審議会に諮問するに至ったものでございます。次に、2といたしまして、改正法の内容でございますが、大まかな法改正の背景と改正内容について、図として記載しています。別にお配りしています、別添資料1につきましては、国の改正法の説明に関する資料ですので、そちらも適宜ご参照ください。

地方公共団体における現在の個人情報保護制度ですが、それぞれの自治体が独自に制定した条例により運用されていると状況になっております。その為、自治体の数だけルールがあるという問題がありという事が生じており、いわゆる、条例2000個問題と呼ばれておりました。この度の法改正により、法律が一つの共通ルールとして位置付けられることで、この問題の解消が図られました。その上で、改正法では、法の趣旨に反しない範囲で必要最小限の措置のみを、各地方公共団体の条例において定めることができるとされております。また、改正法の施行後は、民間部門、公的部門とも、国の個人情報保護委員会が包括的に監視、監督することになります。地方公共団体に関しては、個人情報に関する条例を制定した際の個人情報保護委員会への届出、情報漏えい等の事案が発生した場合の個人情報保護委員会への報告などの事項が改正法で義務付けられています。次の2ページをご覧ください。

第2新条例の制定に係る市の方針でございます。先ほど申しましたとおり、本市の個人情報保護制度におきましても、改正法の規定による全国共通ルールのもと運用することとなります。その上で、地方公共団体の条例で定められる事項は、法律の趣旨に反しない範囲で、必要最小限の措置のみ許容されています。現行の川西市個人情報保護条例に規定されている手続等のほとんどの規律は、下の表にお示しているとおおり、改正法の規定に移行することとなります。したがって、現行条例の規定と改正法の規定とで重複する部分が多くを占めるため、新条例の制定に伴い、現行の条例を廃止することといたします。3ページをお開き下さい。

新条例で定める事項の検討に当たっての市の考え方、方針についてご説明いたします。1点目は、市の方針として改正法の趣旨を踏まえつつも、自己情報開示請求等の市民が行う手続については、現在の個人情報保護制度の手続と同様の取扱いとするものであります。

新条例の制定に当たりましては、現在の個人情報保護制度のうち、個人情報の開示、訂正、利用停止請求等の主要な手続については、現在と同様の運用を行うことを原則として条項の検討を行いました。したがって、改正法の趣旨に反しない範囲で、改正法に規定されておらず、かつ、条例で定めることができる独自の措置等のみを新条例において規定いたします。

2点目に、新条例で定める事項の検討の手順としまして、市の方針を踏まえ、改正法に基づき条例で定める事項を、①条例で定めなければならない事項、②必要に応じて条例で定めることができる事項、③条例で定めることが妨げられない事項の3点に分類の上、個別に検討をいたしました。4ページをご覧ください。新条例(案)の規定内容についてで、ございます。

新条例案は、第1条から第5条までの条文と別表によって構成されています。それぞれの条文について、順に説明します。まず、第1条では、条例を制定する趣旨として、改正法の施行に関し必要な事項を定める旨を規定しています。次に、第2条では、新条例において使用する用語の定義について、改正法及びその施行令において使用する用語と同じ意味で用いる旨を規定しています。次に、第3条では、改正法の施行後における開示決定について、手数料の額、減免等について定める旨を規定しています。こちらの内容につきましては、後ほど第4の個別検討事項の部分で詳細をご説明いたします。5ページをご覧ください。次に、第4条では、法令に基づく本市の開示請求、開示決定等の個人情報保護制度の運用状況を公表する旨を規定しています。次に、第5条では、改正法、施行令及びこの条例の施行に関し、細目など必要な事項につきましては市規則等で定める旨を規定しています。最後に、別表において、第3条で定める手数料の額の内容について規定しています。以上が、新条例に規定する内容であります。

なお、資料に記載はありませんが、新条例の付則において、新条例の施行期日を改正法と同じく令和5年4月1日から施行すること、現行の川西市個人情報保護条例を廃止すること、現行条例の廃止に伴う経過措置などを規定する予定です。

現行の条例と新条例との対照表を別添資料3として配付していますので、そちらもご確認いただければと思います。続きまして、6ページをご覧ください。第4 新条例の整備内容の検討について、であります。新条例案の規定を整備するに当たり、条例で規定する事項の要否について個別に検討いたしましたので、その内容について順にご説明いたします。

まず、法律上、条例で定めなければならない事項として検討した事項につきましては、手数料についてで、ございます。現行条例による制度では、開示する個人情報が記載されている公文書1件につき300円とし、写しの交付を行う場合には、写し1枚につき10円を加えた額を、開示する際に徴収しています。なお、開示請求に対し不開示又は存否応答拒否決定をした場合には、手数料を徴収していません。一方、国においては、開示請求書1件につき300円、オンライン申請の場合は200円を納付することとされています。その上で、地方公共団体に開示請求をする場合は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされています。本市としましては、法改正を受けて条例を見直す中で、昨今のICT化、オープンデータ化の情勢、また、本制度の趣旨を鑑みると、自己情報開示請求において受益者負担の考え方はなじまないのではないかと結論に至りました。したがって、改正法の施行後におきましては、実費相当分、具体的には写し1枚につき10円と言った部分のみを手数料として徴収することとし、これまで徴収していた1件につき300円としていた部分については徴収しないことといたします。7ページをお開きください。次に、2 必要に応じて条例で定めることができる事項について、順次ご説明いたします。

まず1点目は、条例要配慮個人情報についてでございますが、こちらは、改正法上、地方公共団体が、要配慮個人情報以外の個人情報のうち、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等について、条例要配慮個人情報として条例に定めることができる旨が定められています。要配慮個人情報につきましては、民間部門に関しましては、本人同意のない収集の禁止や、本人の事前同意を必要としない第三者提供の例外からの除外といった取扱上の制限規定を設けていますが、公的部門に関しては、個人情報の属性にかかわらず、目的達成に必要な範囲を超える収集、利用、提

供を制限すべきとの観点から、要配慮個人情報に特化した制限規定は設けられておりません。そして、要配慮個人情報についても、その取扱いに関しまして、国はガイドラインでは、地方公共団体が固有のルールを付加することは許容されないとの見解を示しています。

市の実施機関においては、要配慮個人情報に該当し得る個人情報を収集又は保有する場合が想定されますが、現行の条例で定める要配慮個人情報と改正法の要配慮個人情報が同一の範囲であること、仮に条例で規定をしたとしても、それに係る特段の制限規定を設けることができないことを考慮しますと、現時点におきまして、条例要配慮個人情報を定める必要はないと判断いたします。8ページをご覧ください。2点目は、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料にきまして、でございます。行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人が識別されないよう匿名化の処理をし、且つ、復元できないように加工して作成した情報のことをいいます。国や地方公共団体など行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を利用しようとする者の提案を定期的に募集するものとしており、その上で、募集に対する提案がありましたら、その提案内容を審査し、基準に適合したと認めるときは当該相手方と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。改正法上では、都道府県及び政令市以外の地方公共団体におきましては、経過措置として当分の間は、提案の募集を行う義務はありません。本市におきまして、現時点で行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を行う予定はありませんので、手数料を定める必要はないと判断いたします。9ページをご覧ください。(3) 川西市情報公開条例との整合性についてであります。改正法におきまして、改正法が定める不開示情報に該当するもので、情報公開条例の規定により開示することとされている情報、あるいは、情報公開条例において開示しないこととされているもので、改正法で開示することとされている事項、がありましたら、情報公開条例との整合性を確保するために当該事項を条例で定めることができる、とされています。

これを受けまして、改正法の個人情報の不開示情報の範囲と、川西市情報公開条例に規定する非公開情報の範囲につきまして、新条例において整合性を図る必要性をそれぞれ検討いたしました。いずれの場合におきまして、前者については該当する事項がなく、後者については改正法に規定されている不開示情報の範囲内に該当するものと解釈できると考えられます。したがって、改正法の個人情報の範囲と、川西市情報公開条例に規定する非公開情報の範囲との整合性については、条例で特段の規定を置く必要はないと判断いたします。10ページをご覧ください。条例で定めることが妨げられない事項でございます。まずは、個人情報事務登録簿についてご説明いたします。改正法におきまして、行政機関の長等は、保有している個人情報ファイルについて、その名称、利用目的等の必要事項を記載した帳簿(個人情報ファイル簿)を作成し、公表しなければならないとされています。その上で、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を条例で定めるところにより作成し、公表することを妨げるものではないと規定されています。本市におきましては、現在、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することを条例で規定しています。その内容については、改正法の個人情報ファイル簿と重複する事項もございます。また、条例で、個人情報取扱事務登録簿と同様の帳簿の作成、公表について規定したとしても、改正法上の個人情報ファイル簿の作成、公表の義務がなくなるというものではありません。なお、現行の個人情報取扱事務登録簿ですが、一般の閲覧の用に供していますが、

その閲覧の実績としては、現在のところございません。これらを考慮しますと、本市におきまして、改正法の規定による個人情報ファイル簿の作成、公表を行うこととし、条例で、個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成について規定を設ける必要性は低いと判断いたします。11ページをご覧ください。開示決定等に係る期限であります。改正法における開示決定等の期限は、開示請求があった日から30日以内に決定を行うこととされています。その上で、改正法では、地方公共団体の条例で期限を短縮することが可能とされています。現行の条例では、開示決定等を行う期限は、開示請求書が市に提出された日から起算して15日以内とされています。改正法の規定に基づくとすると、開示請求があった日から30日以内に決定を行うこととなりますので、開示請求者にとっては開示決定等を待つ期間が長くなることになってしまいます。本市としましては、開示決定等の期限を現行と同じように、15日以内に行うように運用することが適当であると考えます。ただ、条例で規定を置くと、15日を超えて30日以内に開示決定等を行った場合は、改正法上は、問題がありませんが、条例には反することとなるので、当該決定が違法無効と評価されるおそれがあります。したがって、本市における開示決定等の期限については、改正法の施行後も、現行と同様に開示請求から15日以内に開示決定等を行うこととしますが、条例で改正法の期限から短縮する規定を定めるのではなく、改正法の適用も受けた上で、制度運用上の標準処理期間、一定の基準としまして、15日以内で開示決定等を行う旨を別に定めることが適当ではないかと考え、条例では当該規定を設けないと判断いたしました。12ページをご覧ください。審議会への諮問についてで、ございます。改正法におきましては、地方公共団体における個人情報の取扱いについて、特に専門的な知見を求める必要がある場合に限り、審議会に諮問することができることとされています。しかし、現行の審議会、この本審議会のように、個別の事案について類型的に諮問することは、全国的な共通ルールを定める改正法の趣旨に反し許容されないとされています。このことから、改正法に基づく審議会の役割としては現行に比べ大幅に縮小されることとなります。一方、個人情報保護審査会につきましては、法改正後も、開示決定等の審査請求の審査手続きにつきまして引き続き所掌されます。また、情報公開制度につきましても、同様の審査請求の審査手続きに、川西市情報公開条例に於いて情報公開審査会を設置しています。今回の法改正を受け、これらの審議会、審査会の性質や制度の趣旨を改めて協議致しましたところ、現行のまま個別に設置するのではなく一つの付属機関として新たに設置することが各制度の運用上望ましいのではないかと判断いたしました。従いまして、今回の法改正、現行の個人情報保護条例の廃止に伴い、現行の川西市情報公開審査会、川西市個人情報保護審査会、川西市個人情報保護審議会を統合し、改正法の施行後は、川西市情報公開・個人情報保護審査会として、新たに設置して運用することとします。なお、新たな審査会で所掌する、審議会事務としましては、特定個人情報の保護評価に関する事項、個人情報の取扱いに関し運用上の細則を定める場合で特に必要な事項の調査審議となると考えられます。13ページをご覧ください。その他検討を要する事項でございます。ここでは、法令では規定がなく、各地方公共団体が独自で検討する必要がある事項を挙げております。1点目は、死者の個人情報についてであります。現行条例では、死者の法定代理人であった者、相続人、配偶者等、必要とされる範囲に限りまして、死者の個人情報を自己情報開示請求の対象としております。改正法においては、死者に係る情報は個人情報とは区別されておりまして、改正法の上の個人情報には当たらず、改正法の適用は原則としてありません。しかしながら、本市に

おきましては、死者の情報も現行の個人情報取扱制度と同様の取扱いとするに当たって、一定の基準を設ける必要はあると考えます。国の見解では、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられないと示されており、新条例とは別の法規により定められるものと判断します。現時点では、自己情報開示請求と同様の手続を想定し、その開示範囲についても現行と同様の取扱いとするよう制度設計を進めているところでございます。したがって、新条例におきましては、死者の情報について規定を設ける必要はなく、要綱等、別の規定において対応するものと、判断いたします。14ページをご覧ください。最後に、運用状況の公表についてで、ございます。現行の制度では、年に一度、市広報において開示請求、開示決定、不服申立て審査請求でございしますが、その結果の件数等を公表しています。改正法には、このような規定は定められておりませんが、国のガイドラインにおいても、条例で運用状況を公表する規定を設けることは妨げられないとされており、本市としまして運用状況を主体的に公表することは、本市の市政運営の透明性の確保のために必要であること、個人情報保護制度の適正な運営に資すると思われることから、現行と同じく引き続き実施することが適当であると判断いたしました。したがって、運用状況の公表については、引き続き条例に定めることといたします。本件諮問に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長 ご説明 ありがとうございます。ただ今のご説明について、ご質問、ございますで、しょうか。 委員、お願い致します。はい。どうぞ。

委 員 ちょっと、内容的に難かしくてですね。私個人としては、ちょっと難しすぎるなと思っているのですが、ちょっと、お聞きしたい点がございまして、まず、4ページですね、(3)の第3条 手数料のところの ()書きの中の4番目の所なのですが。市長及び上下水道事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができるというふうにされているのですが、市長及び上下水道事業管理者、となっている、これは、個人の問題ではなくて、あくまでも組織上の市長であれば総合政策とか、総務とか、市民、福祉関係も、直属担当がお持ちなのですがね、それと同時に、ここの川西市の組織表から見ますと市長直轄の組織でないのが、ここの、上下水道管理者、それ以外にも教育委員会事務局それから、消防本部があるわけなのですね、直属でないのが、なぜ、ここに上下水道だけが入っているのかなと、それならば横並びで、教育員会並びに消防本部も入っていてもいいのではないかと、私自身個人的にまず思ったのが、一つでございます。それと同時に内容的には手数料減額し又は免除することになった。この特別の場合を認めるときがあるのは、どのようなケースを想定したらいいのか、2つ目の疑問でございます。それから、3点目ですが、市としては、川西としては財政健全化の見直しを図っている中で、手数料といえどもその減額免除言ったところをすべき必要があるのかなというふうに私なりに思っているのですが、ちょっと、ご意見や説明を伺いたいなあとと思ひまして。

会 長 では、実施機関からのご説明をお願い致します。

<p>実施機関</p>	<p>それでは、委員の質問に対しまして、ご説明いたします。まず1点目ですね、第3条第4項の手数料の減免規定の収納の分でございますが、こちらが、例えば、教育委員会や、消防などが入っていないのは、何故なのかのところなんです、こちらは、予算の執行権限があるものを、主語としております。上下水道管理者におきましては、水道事業、或いは、下水事業が公益企業のことから、公益企業の予算については、公益企業管理者が、予算の執行権利をしています。一方ですね、教育委員会などの行政委員会などは、市の一般会計或いは特別会計が予算としてございますので、その執行権は市長にあるという事でございます。したがって、ここの主語につきましては、市長、地方公共団体の長と、あとは、公営企業管理者を挙げさせていただいています。なお、ここの規定は、現行の個人情報保護条例とも、同様の内容となっております。</p> <p>2点目の特別の理由とはどういうものかところですが、一つ例を挙げるとしましたら、例えば、経済的な資力ないもの、生活保護の受給者であるとか、そういった方を想定しております。3点目の財政健全化と兼ね合いの部分でございますが、こちらにつきましては確かに手数料を取らなくなるという事はその分収入が減る訳でございますから、健全化と一見反するようには見えますが、一方で、個人情報保護制度あるいは情報公開制度もそうですが、市の保有している情報或いは個人情報を、情報でしたら、情報の透明化、個人情報でしたら自分が、自分の情報を行政が持っていることに対して知る権利を発動するといえますか、そのために手数料を取らなくては行けないのか、という議論に改めて今回協議の中で議論になりまして、そこは健全化とはっきり離して考えるべきだという事で、市民が知る権利を保障すると考えると、300円の手数料の話は、無料でいいのではないかという話になっておりました。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。委員よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>大体、そういう形でご説明されるのではないかと思ったのですが、しかしながらね、その手数料、そんなに金額的には多くないから、市の財政の大きな問題ではなからうと思うのですが、しかしながら、市を挙げて財政の健全化をやろうとしている最中で、その減額とか免除とかいう、ちょっとふさわしくないのではないかと私なりに思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>ご質問、ありがとうございました。</p> <p>では、他にご質問があれば、ウェブ参加の方は挙手ボタンを押していただき、こちらの対面の方は発言いただければと思います。では、委員ご発言お願い致します。</p>
<p>委員</p>	<p>6ページなのですが、条例で、定めなければならない事項という事で、手数料の件ですけども、先程の分と、ちょっと、重複する部分があるかもしれませんが、この中で開示請求、1件につき300円と、これを無くすという事で、写しだけ1枚につき10円ですね、それによりますと、開示請求1件につき300円になると、数か年したらですね、市の方も、先程、お話がありましたように、収入かかなり減るのではないかと、それについての、収入減ですね、何か求めなくては、減額、減額とされたら、市がその分ちょっと結局マイナスとなってくるのかなと、懸念するのですが、それについてはどのようにお考えなのでしょうか。</p>

会 長	では、実施機関の方からご説明いただければと思います。
実 施 機 関	委員のご質問に致しまして、ご説明いたします。1件300円の分を減額するとなると、市の財政の方に影響があるのではないかというような、ご質問だと思われま。現状ですね、大体、年間の開示請求の件数で行きますと、ちょっと、区々であります。概ね、30件から200件ほど、多くて200件ぐらいという所でございます。従いまして多くて数万円の影響額となります。以上でございます。
会 長	委員、よろしいでしょうか。
委 員	わかりました。ありがとうございました。
委 員	ごめんなさい。12ページの、審議会への諮問というところの説明の部分で、したがって、現行の川西市情報公開審査会、川西市個人情報保護審査会ですが、改正法の施行後は「川西市情報公開・個人情報保護審査会」として新たに設置して運用します。新たに、こういう形にはなっていくとは思いますが、今の形であれば、ですね、先程、名簿等をいただきましたけど、選出基準とか言ったところで7名という事もあるのですが、人数的には、今と同じ人数でされる予定なのか、3つを統合しますから、もう少し増やすのを考え方お持ちなのか、その中に当然、学識のお持ちの経験者の方の採用の事なのですが、市民の方の参加も、ですね、従来と同じような形で入れていただいた方が、いろんな意見も、そこで集約されるのではないかという様に思っているのですが、いかがなものでしょうか。
会 長	はい。ありがとうございます。今のご質問についても実施機関からご回答願います。
実 施 機 関	はい。ご説明いたします。新たな審査会の選出基準、あるいは、定数とか、学識経験者以外が入るかどうかの所でございますが、まず、選出の定数の方で説明いたしますと、今想定しておりますのが、6名でございます。こちらは6名としましたのは、今の個人情報審査会、或いは情報公開審査会5名と+1人と想定しております。他の質問ともかぶりますが、いずれも、学識経験者で構成をしようと考えております。その理由はですね、情報公開審査会や個人情報審査会といった内容が、開示請求、開示決定に対する審査請求、不服申立て審査を対象としています。従いまして、審査に係る専門的な知識を求められますので、学識経験者以外の方は、ちょっと、なじまないかなというところが1つ、あともう一つ、国の方の見解の中でも、審議会に、市民等、学識経験者以外の者を、委員として構成するのは、構わないかどうかの質問を致しまして、あくまでも、審議会の諮問というのは、専門的な知見を求められる必要がある場合に限って、特に必要な場合に、諮問が出来るとされておりますので、その、どちらかという、地域の方というよりも、学識、専門的な方に対して意見を求めることが必要であり、仮に、市民の方を入れるとしても、意見を言うよりかは、諮問した内容に対して、リアクションをみるといった程度に留まるというような、国も見解がございまして、あまり市民を入れるような事は国の方も積極的ではないという様に認識をしております。説明、以上でございます。

会 長	ありがとうございます。今のような回答ですが、如何でしょうか。
委 員	今後、専門的な事で知識のお持ちの方が、入っていただいて、多くね入っていただいた方が、会議の運営もしやすくなるのではないかなと思っています。それで結構ですよ。十分検討していただいて。
実 施 機 関	すいません。ちょっと、不足でよろしいでしょうか。
会 長	お願いします。
実 施 機 関	委員のおっしゃっていただくのも、これまでは、いろいろ市民の代表の方に入っていただいて、一般的な感覚で、いろんな意見聞かせていただいたという流れ、これが、今回の法改正で大半の部分が説明あったように、法律でガチガチに規定されてしまいますので、この法律の中で、そう言ったご意見をお伺いする余地がもう認められなくなりましたので、これまでのように、市民感覚でいろんな意見を頂戴するそういう余地が制度上、今回の改正でほぼ無くなってしまったがために、そう言った参加を頂いてご意見いただくという制度、立て付けのような、無くなってしまいましたので、今回の改正に合わせて限定的に専門的なところの意見のみ、あとは、国の方で協議をされて国に基づいて我々が動く、大きく制度が変わってしまったものですから、専門家だけでやりましょうと、単純な話ではなくて、少しのこれまでそれぞれの市でバラバラで、市民の方来ていただいてのですが、それを全部、全国统一しましょうという流れになってしまった事によって、どこの自治体でも市民の方に入っていただく、ご意見いただく、余地が無くなってしまったという話でございます。その部分は専門家だけで課題に取り組む形の改正ではないという事だけ、すみません、ご理解の方だけ。
会 長	ご説明していただきありがとうございました。では、今の点以外にご質問ございますでしょうか。今、ちょっと間つなぎ私の方から一点質問させていただきます。死者の個人情報についての質問なのですが、死者の個人情報に関しては、新条例とは、別の例規により定めるという事で、公文書公開制度の利用を想定されていると、こう言う事なのですが、詳しい事存じ上げていないのですが、川西市ではこの公文書公開制度っていうのは、基本的には住民の知る権利の為という立て付けになっているのでしょうか。この質問の趣旨というのは、住民の趣旨の纏めであると、個人情報を開示するという時ですね、少し目的規定とズレが出てきたりするのではないかと、こういう事を懸念し、その際に目的規定も含めて改正すればいいのかとは思いますが、その際には、慎重に作業していただければ、こういう事ではあるのですが、実施機関から、ご回答いただければ幸いです。
実 施 機 関	すいません。資料作成時には公文書公開制度の記載をしていましたが、おそらく検討の中で、自己情報、開示請求、国の保護法に基づく、自己情報開示請求のスキームに載せるのが適当だと考えております。おっしゃるとおり目的が、情報公開制度と異なりますので、どちらかと言いますと個人情報、支社のプライバシー関係から保護される方が適切と考えています

<p>会 長</p>	<p>。はい。承知いたしました。そういう事は、資料13ページの下から4行目の公文書公開制度の想定ところが修正されるという事で自己情報の開示のスキームに則っていく、そういう事ですね。承知いたしました。他にご質問如何でしょうか。どうぞ、委員お願い致します。</p>
<p>委 員</p>	<p>14ページ、市の方で、開示、請求、決定を公表していくと、運用状況の公表につき引き続き条例に定める必要があるかを検討いかれるかとは、思うのですが、従来と同じような考えで行かれるのですか、何か、他はあるのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、実施機関から、ご回答いただければと思います。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>こちらの運用状況の公表につきましては、現在と同じような内容で公表していくという考えでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。では、他、ご質問如何でしょうか。私の方から、もう一つ質問させて下さい。11ページの開示の期限についてです。現行の条例によると、開示は15日以内に開示決定を行うとされているとこういう事で、ただ、この度の国の法律に従えば、30日以内の決定で良いとこういう事で、一応条例上の立て付けとしては、そちらにのっかる。しかしながら、実質的には運用上の標準処理期間として15日以内という形で対応される。そうすると、実質的に見れば制度交代はない、というご説明だと思うのですが、ただ形式的に見れば制度的には交代していると印象を市民に与えてしますのでないかというふうに思っております。ここで、理由づけと挙げているのが、もし15日と定めてしますと、条例に反し、違法となってしまうと、そういう場面がでてくるという事なのですが、これは、現行条例でも同じことですよ。そうだとすれば、現行と同じとあれば、わざわざ予防線を引かなくてもよいのではないかと思うのですが、むしろ予防線を張らなければならないという事情が、既に現行の条例の下でも、存在しているのかという事について、質問させて下さい。ご回答お願い致します。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>会長の質問、期限の部分ですが、現行の条例に対して、期限を超過すると言ったような事情はございませんが、例えば、今後もし、請求が、大量に出てきたときに対応ができるか、それが、改正後では30日に上乘せ条例的に条例により、より厳しい規定を置いてしまった為に、開示決定自体に瑕疵があると評価されるという仕組みが、懸念されているところですので、今後、このような形で記載されている状況でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>承知いたしました。今回の改正の趣旨というか、原則として、新条例においても、現行条例と同様な運用を行うことを掲げている、運用という意味では一緒ということにはなるかと思うのですが、ただ少しひっかかるのは、自己情報の開示請求に於いて、大量請求は中々考えられないのではないかと、確かに、情報公開請求で、大量請求に悩まされている自治体は多いと認識していますが、自己情報の開示請求となると、開示にできる物ってそんなに無いのですよね、請求できるもの、なのでおそらくそれは杞憂ではないかと思うのですが、如何ですか。</p>

<p>実施機関</p>	<p>そうですね。おっしゃるとおり、現行、今までにおきまして、多くても年間に、100件とかの程度に留まっていますが、例えば、今回の法改正を受けて、こちらも現行の制度になるべく合わせようとしつつも、手数料を下げたところで、現行と異なる運用の部分が出てきているところもあります。手数料の話をしますと、今までは、手数料があつて、ある意味、請求自体をされていたものがちょっと、金額がなくなったことによって、あれも、これもという形で、自分の情報を、市が、どれだけ持っているのかをなってくる可能性があるのかなという所は、ちょっと想定しているところですので、期間の差分を上乗せする形にはしておりません。</p>
<p>会長</p>	<p>やや食い下がる状態で申し訳ないのですが、あの、手数料を設けていない自治体も多数あるのですが、そういった、他の自治体の運用をみても、自己請求の大量請求の案件は、ちょっと想像がつかないというか、そのような事例が全国的に見てあるという事なのでしょうか。と、悩まれている自治体は。</p>
<p>実施機関</p>	<p>規定の視点は申し上げたとおりです。 現実的な問題として、市の体制の中で、これまでと同じように、同じ日数で処理、それを目指すのですが、やはり行政側としては、少しく、安全をみたいという部分はあります。今の状態で体制を整えながら15日以内にしようすると、これまでは長時間勤務も含めて、件数が多い時でもその15日以内に完結しようと努力してやってきたのですが、こここのところの市内の状態をみますと、例えば家族がコロナに感染しましたとなると、たちまちその職場が機能しなくなるという様な経験をさせていただいたところですので、単純に、件数が多くなると困る、ということと、今回の改正に合わせて、少し我々が経験した、濃厚接触者になって、3人が出勤が出来ませんというような体制の分も、我々としては、少し安全をみている要素は一部ございます。</p>
<p>会長</p>	<p>たいへん、わかりやすいご説明ありがとうございます。そうすると、川西市としての現状の体制から行くとやはり、かつての通りの運用というものを、今後も保証することは非常に難しい。</p>
<p>実施機関</p>	<p>目指すのは、これまでどおりの運用です。想定しないような事態がなった時は、これまでどおりの体制だと少し不安が残る。15日で運用したいのですが、その緊急的なところが、我々の経験として出てきたので上乗せはしないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>たいへんよくわかりました。元々、法律の方で30日というようにいっているので、あくまでも川西市の内部のみでの、制度変更しかありませんので、市の体制としての変更部分とあれば、十分なその論拠があるのかなと思いました。他ご意見、ご質問如何でしょうか。委員、ご質問お願い致します。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしく申し上げます。私、専門家ではないので、中々、個別具体的な話は少し認識不足という中で少しご質問させていただきます。そもそも論で、今回の法改正としては、背景としては、1ページですね。ここに関しては、デジタル化、国際的化の背景がある中で、改正内容はこうですよと書いています、この文章の中で、共通部分の下にですね、一部の事項については</p>

	<p>、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定められる事項ができると書いています。この中で川西においてですね、デジタル化、または、国際化に関しての地域の実情は、以前にあったのかどうか、どこに反映しているのか少しお伺いしたいと思っています、以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、実施機関からご回答できれば。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>改正法の背景ですね。地域の実情というところで今回の条例案の中で、どこに反映されているのかというところがございますが、正直なところ地域の実情に応じて定める事の事項と言いますと、例えば、条例要配慮個人情報ですとか、開示請求、期限に係る部分、あるいは、個人情報ファイル簿に代わる別の帳簿、こう言った内容が、いわゆる、地域の実情において定める事項と考えております。その中で今回の条例案の中ではこれらを設けないという判断をしておりますので、現状この条例案の手続きの部分いいますと、手数料の部分と、運用状況の公表かかる部分の事であります。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。ありがとうございました。つまりこの背景と、改正内容に関しては、法改正に該当することであって条例に関してはそこまで反映していないと認識してよろしいということですか。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。実施機関。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>そうですね。改正法としましてそう言った改正内容となっております、条例の方にも、検討においても検討はしましたけども、国の改正法の想定するところまで制定はしてない状況であります。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありがとうございます。ちょっと、ここから素人なのでわからないのですが、ちょっと、一つだけ、これ市民という事でご質問したいのですが、ようは、法があり条例があり、これダブルスタンダードで解釈をしていく、運用していくとこのようなスタイルになっていく訳ですか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>そういう訳でなくて、むしろここまでは、国は法律、地方公共団体は条例というようなバラバラのルールで運用されていたところが、一つの法律という共通のルールの中に全て包含されて、それにぶら下がる形で本市の施行条例があるというような構成になります。</p>
<p>委 員</p>	<p>つまり、法を運用するに当たって、条例がいるという解釈か？</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>はい。そのような理解で大丈夫です。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。わかりました。ありがとうございます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。他、ご質問如何でしょうか。</p>

では、一通り、ご質問出つくしたようですので、それでは、本日の諮問案件につきまして、委員審議に入りたいと思います。ご意見ございましたら、ご発言、いただければと思うのです。まず、冒頭、少し質問がでておりましたが、手数料の件に関して、委員の皆様のご意見を賜ることができればというふうに思います。冒頭のご質問の中で、数料を取らなくなるということが、市としての、財政健全化の方向性と少し対立する部分、矛盾する部分が出てくるのではないかと、そう言った観点からのご質問ではあったのですが、この点に関して如何ですかね。実施機関からの方からもご説明がございまして、様々な観点からですね、いろいろご意見も委員の先生方々おありかと思うのですが、特に追加的なご異論がなければ、原案通りという様になろうかと思うのですが如何でしょうか。

委員 私は、原案通りで、いいと、思います。

会長 はい。では、オンラインの先生方がおられますので、原案通りで良いと、そういうご意見の方は、オンラインの先生方、挙手ボタンを押していただければと思うのです。会場の先生方も議案通りでよろしいですか。

委員 <挙手ボタン> 議案通り

会長 では、こちらについて、手数料については、原案通りに良いと言う事にさせていただきます。そのほかの点につきましては、やや途中私が食い下がっていた点がございしますが、開示決定に係る期限の話も、一つ争点化されていたところですが、非常に説得的なご説明を最終的にはいただいたと思い、私なりにには認識している所であるのですが、標準処理期間ですね、実質的に15日以内を実現するけど、条例上、形式的には、条例上は30日以内という、国の法律に、足並みを揃えると、そういう条例改正での対応という事なのですが、こちら、原案通りという事でよろしいでしょうか。オンラインの先生方、挙手ボタンを押していただければと思うのですが。会場の先生方も議案通りでよろしいですか。

委員 <挙手ボタン> 議案通り

会長 そのほか、いろいろありますけど、ご意見ありますでしょうか。

委員 十分な説明していただきましたので、私なりにには、理解できたのではと思います。

会長 私も十分ご説明いただいた、そういう認識でございます。もし、追加的にご意見無いようでしたら、前回を通じて、今回も諮問につきまして、こちらの原案を了承するという事でよろしいでしょうか。

委員 はい。よろしいです。

会長 オンライン参加の先生方、原案通りでよろしければ、挙手ボタンを押して下さい。

	<p>はい。お二人方先生方、原案通り。 その他の点、いろいろありますけど、ご意見、ございます、でしょうか。</p>
委員	<p>十分な説明していただきましたので、私なりに、理解できたのではと思います。</p>
会長	<p>私も十分ご説明いただいた、そういう認識でございます。もし、追加的にご意見無いようでしたら、前回を通じて、今回も諮問につきまして、こちらの原案を了承するという事でよろしいでしょうか。</p>
	<p>オンライン参加の先生方、よろしければ、挙手ボタンを、挙手ボタンいただきました事で、本日の諮問第66号については、諮問内容を可とするこういことにさせていただければと思います。以上で、本日の審議事項はすべて終わりました。答申案については、事務局で作成後、委員の皆様にお送りいただき、皆様のご意見を反映したものを、最終的に会長である私の方で最終調整をさせていただくという形でよろしいでしょうか。</p> <p>異議がないようでしたら、遠隔で参加されている方は挙手ボタンを押してください。対面参加の方は異議がなければそのまま結構です。</p>
委員	<p><挙手ボタン> 結構です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。 最後に、事務局からは何かございます、でしょうか。 他にないようでしたら、以上をもちまして本日の審議会は終了とさせていただきます。 委員の先生方々、本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。</p>
全員	<p>ありがとうございました。</p>